

リスク管理規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、株式会社 Hayakawa（以下、「当社」という。）のリスク管理に関する基本的な事項を定め、経営の健全性と持続的な成長を実現することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当社の全ての役員および従業員（以下、「社員」という。）に適用される。

第2章 リスク管理の基本方針

第3条（基本方針）

当社は、事業活動に伴うリスクを適切に認識・評価・管理し、リスクの最小化と機会の最大化を図る。

第4条（全社的リスク管理）

リスク管理は全社的な取り組みとして実施し、組織全体で情報を共有する。

第3章 リスク管理体制

第5条（リスク管理責任者の設置）

当社は、リスク管理責任者は代表取締役が担う。

第6条（各部門の責任）

部の責任者は、自部門のリスクを把握し、適切な対策を講じる責任を負う。

第4章 リスクの識別と評価

第7条（リスクの識別）

社員は、業務遂行において潜在するリスクを継続的に識別する。

第8条（リスクの評価）

識別されたリスクは、発生頻度と影響度に基づき評価する。

第5章 リスク対応

第9条（リスク対応策の策定）

評価結果に基づき、リスクの回避及び対応策を策定する。

第10条（対応策の実施）

策定したリスク対応策は、迅速かつ確実に実施する。

第11条（モニタリングと見直し）

リスク対応策の効果をモニタリングし、必要に応じて見直しを行う。

第6章 報告と情報共有

第12条（報告義務）

社員は、重大なリスクやリスク事象を発見した場合、速やかに上長に報告する。

第13条（情報共有）

リスク情報は、関係部署間で適切に共有し、全社的なリスク意識の向上を図る。

第7章 教育と訓練

第14条（教育）

当社は、社員に対してリスク管理に関する教育を実施する。

第8章 罰則

第15条（懲戒処分）

本規程に違反し、リスク管理を怠った者に対しては、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

第9章 附則

第16条（改定）

本規程は、必要に応じて見直し、改定するものとする。

第17条（施行）

本規程は、2022年11月1日より実施する。